

平成30年度 高P連・安全互助会総会報告

・日 時 平成30年6月8日（金）10：30～12：15

・場 所 徳島県教育会館 5F小ホール

・出席者、委任状提出者 200名／208名

1. 議 事

(1) 平成29年度事業報告

(2) 平成29年度決算報告

(3) 平成29年度会計監査報告

(4) 会則・規程の一部改正（案）

<提案理由>

徳島県高等学校PTA連合会（以下徳島高P連という）の旧会則第5条（役員の種別と定数）及び第7条（役員の職務）に定める常任理事及び常任理事会の職務・役割に関して、常任理事の職務は他者での代行が可能であるとともに、常任理事会の機関としての役割が不明確である。そのため、常任理事及び常任理事会は今回の改正を機に廃止する。

その結果、常任理事会が担っていた「緊急事項等の協議・処理」は、従来の会務執行機関である役員会（会長・副会長・監事で構成）を改組し、新規に会務執行機関として幹事会を設け、この職務を委ねることとする。

新5条に役員の種別と定数、新7条に役員の職務、新16条に幹事会の構成・招集及び職務を定める。

<改正点>

1 常任理事及び常任理事会の廃止

2 役員会を改組し、「幹事会」新設

会務を執行し、緊急事項の協議・処理にもあたる

・会 長 1名

・副 会 長 4名（うち1名は高校長協会会長）・・・現在14名

・幹 事 7名

・常務幹事 1名（事務局長を充てる）

徳島県高等学校PTA連合会会則（改正前）

第1章 総 則

（名称，事務局所在地）

第1条 この会は、徳島県高等学校PTA連合会（以下徳高P連という）と称し、事務局を徳島県教育会館内におく。

（組 織）

第2条 この会は、徳島県にある各高等学校PTA並びに支援学校PTA（以下組織団体という）をもって組織し、各組織団体の会員をもって会員とする。

（目 的）

第3条 この会は、組織団体が連合提携してPTA活動の充実と発展につとめ、社会教育・家庭教育並びに高等学校・支援学校教育の振興を図ることを目的とする。

（事 業）

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 全国高P連及び中・四国地区高P連との連絡提携
- (2) 教育並びにPTA活動に関する調査研究と研修会の開催
- (3) 行政機関，教育関係諸団体との連携
- (4) 組織団体に対する後援並びに会員の親睦
- (5) その他目的達成に必要な事業

第2章 役 員

（役員の種類と定数）

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 若干名

徳島県高等学校PTA連合会会則（改正後）

第1章 総則

（名称，事務局所在地）

第1条 本会は、徳島県高等学校PTA連合会（以下徳高P連という）と称し、事務局を徳島県教育会館内に置く。

（組織）

第2条 本会は、徳島県内の公立高等学校PTA並びに特別支援学校PTA（以下組織団体という）をもって組織し、各組織団体の会員をもって本会の会員とする。

（目的）

第3条 本会は、組織団体が連合提携してPTA活動の充実と発展につとめ、社会教育・家庭教育並びに高等学校・特別支援学校教育の振興を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 組織団体の後援及び組織団体相互の連絡提携
- (2) 全国高P連及び中・四国地区高P連との連絡提携
- (3) 行政機関，教育関係諸団体との連携
- (4) 高校生の健全育成及び教育環境整備活動
- (5) 教育並びにPTA活動に関する調査研究と研修会の開催
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 役員

（役員の種類と定数）

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 4名（うち1名は高校長協会会長）
- (3) 幹 事 7名
- (4) 常務幹事 1名（事務局長を充てる）
- (5) 理 事 若干名（各組織団体会長）
- (6) 監 事 3名

徳島県高等学校PTA連合会会則（改正前）

（役員を選任）

第6条 役員は総会において選任し、総会後就任する。

- 2 役員に欠員を生じたときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議を経て補充する。
- 3 役員を選任については、徳高P連役員選任規程による。

（役員職務）

第7条 役員職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総括して、総会及び理事会の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理し、欠けたときは代行する。
- (3) 常任理事は、常任理事会を構成し緊急事項等の協議・処理に当たる。
- (4) 理事は、理事会を構成し、事業計画並びに予算決算を審議する。
- (5) 監事は、会務の執行及び会計を監査する。

（役員任期）

第8条 役員任期は1年として、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、後任者が就任するまでは、その職にあるものとする。

第3章 機関

（総会の構成及び招集）

第9条 総会は、組織団体の代表者4名をもって構成する。

- 2 年次総会は、原則として毎年6月に開催し、会長が招集する。
- 3 理事会が必要と認めるとき、及び理事の過半数の要求があったとき、会長は臨時総会を招集しなければならない。

（総会付議事項）

第10条 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 年度事業並びに決算の報告の承認に関する事項
- (2) 事業計画並びに予算の決定に関する事項
- (3) 役員選任に関する事項
- (4) 会則の改廃及び諸規定改廃の承認に関する事項
- (5) 会費の決定に関する事項
- (6) その他、この会の運営に関する必要な事項

徳島県高等学校PTA連合会会則（改正後）

（役員を選任）

第6条 役員は総会において選任し、承認後就任する。

- 2 役員に欠員を生じたときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議を経て補充する。
- 3 役員を選任については、徳高P連役員選任規程による。

（役員職務）

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括して、総会及び理事会・幹事会の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理し、欠けたときは代行する。会長は会長代行を指名しておくことができる。
- (3) 幹事は、会長、副会長、常務幹事とともに幹事会を構成し、会務の執行及び緊急事項等の協議・処理にあたる。
- (4) 常務幹事は会長を補佐し、専門的識見に基づき会務の執行にあたる。
- (5) 理事は、理事会を構成し、事業計画並びに予算決算を審議する。
- (6) 監事は、会務執行及び会計を監査する。

（役員任期）

第8条 役員任期は1年として、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、後任者が就任するまでは、その職にあるものとする。

第3章 機関

（総会の構成及び招集）

第9条 総会は、組織団体の代表者4名をもって構成する。

- 2 年次総会は、原則として毎年6月に開催し、会長が招集する。
- 3 理事会が必要と認めるとき、及び理事会構成員の過半数の要求があったとき、会長は臨時総会を招集しなければならない。

（総会付議事項）

第10条 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 年度事業並びに決算の報告の承認に関する事項
- (2) 事業計画並びに予算の決定に関する事項
- (3) 役員選任に関する事項
- (4) 会則の改廃及び諸規程改廃の承認に関する事項
- (5) 会費の決定に関する事項
- (6) その他、この会の運営に関する必要な事項

徳島県高等学校PTA連合会会則（改正前）

（総会の定足数及び表決）

第11条 総会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、会議の議決は出席者の過半数の賛成による。

（総会の議事録）

第12条 総会の議事録は、議長及び出席代表者2名以上の者が署名捺印のうえ、これを保存する。

（理事会の構成及び招集）

第13条 理事会は、各組織団体の会長によって構成し、会長が招集する。

（理事会の職務）

第14条 理事会は、次の事項について審議し決定する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会において議決された事項
- (3) 規程に基づく役員を選出に関する事項
- (4) 緊急を要する事項については、理事会は総会の権限を代行することができる。ただし、この場合次期総会において承認を得なければならない。
- (5) その他会の運営に関する事項

（理事会の定足数及び表決）

第15条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立し、会議の議決は出席者の過半数の賛成による。

（委員会）

第16条 この会の目的のために委員会を設置することができる。委員会の構成その他は別に定める。

徳島県高等学校PTA連合会会則（改正後）

（総会の定足数及び表決）

第11条 総会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、会議の議決は出席者の過半数の賛成による。

（総会の議事録）

第12条 総会の議事録は、議長及び出席代表者2名以上の者が署名捺印のうえ、これを保存する。

（理事会の構成及び招集）

第13条 理事会は、各組織団体の会長によって構成し、会長が招集する。

（理事会の職務）

第14条 理事会は、総会に次ぐ議決機関であって、次の事項について審議し決定する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会において議決された事項
- (3) 規程に基づく役員を選出に関する事項
- (4) 緊急を要する事項については、理事会は総会の権限を代行することができる。ただし、この場合次期総会において承認を得なければならない。
- (5) その他会の運営に関する事項

（理事会の定足数及び表決）

第15条 理事会は、理事会構成員の過半数の出席をもって成立し、理事会の議決は出席者の過半数の賛成による。

（幹事会の構成・招集及び職務）

第16条 幹事会は、本会の執行機関として、会長、副会長、幹事、常務幹事をもって構成し、会長が招集し会務を執行するとともに、緊急事項等の協議・処理にあたる。

2 幹事会は、理事会または総会において選任される、役員候補を選出する。ただし、各組織団体会長からの役員候補は妨げない。

（委員会）

第17条 本会に、会長の諮問機関として、委員会を設置することができる。委員会の構成その他は別に定める。

徳島県高等学校PTA連合会会則（改正前）

第4章 会 計

（負担金等）

- 第17条 この会の経費は、負担金及びその他の収入をもってこれに充てる。
- 2 負担金は、全日制課程については、均等割 3,000 円と生徒数に 400 円を乗じた額とし、分校は生徒数に 400 円を乗じた額とする。
- 中央高校・支援学校については、均等割 3,000 円と生徒数に 140 円を乗じた額とする。なお定時制・分校は生徒数に 140 円を乗じた額を年度当初に徴収する。
- 3 前項の規定は平成 16 年度から施行する。
- 4 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第5章 事 務 局

（事務局）

- 第18条 この会の事務を処理するため、事務局をおく。
- 2 事務局は、この会の事務局規程により運営する。

第6章 補 則

（顧問）

- 第19条 この会に、顧問をおくことができる。
- 2 顧問の委嘱は、理事会にはかり決定する。

（ブロック）

- 第20条 この会のブロックは、次のように定める。

ブロック	PTA数	所 属 P T A
中 央	20	城東、城南、城北、城ノ内、市立、城西、同神山、徳島科学技術、同定時、徳商、徳島中央、徳島北、鳴門、同定時、鳴門渦潮、板野、徳島視覚支援、徳島聴覚支援、国府支援、板野支援
南 部	15	小松島、小松島西、同勝浦、富岡西、富岡東、同定時、同羽ノ浦、阿南工業、新野、那賀、海部、ひのみね支援、みなと高等学園、阿南支援、同ひわさ
西 部	16	名西、同定時、吉野川、川島、阿波、阿波西、穴吹、脇町、つるぎ、池田、同定時、同辻、同三好、鴨島支援、池田支援、同美馬
	51	

徳島県高等学校PTA連合会会則（改正後）

第4章 会計

（会費）

- 第18条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。
- 2 会費は、全日制課程本校については、均等割 3,000 円と生徒数に 400 円を乗じた額とし、全日制課程分校は生徒数に 400 円を乗じた額とする。
- 徳島中央高校及び特別支援学校の本校については、均等割 3,000 円と生徒数に 140 円を乗じた額とし、本校併設の定時制課程及び特別支援学校分校については生徒数に 140 円を乗じた額とする。
- 3 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第5章 事務局

（事務局）

- 第19条 本会事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、事務局の所掌事項、職員の職種及び定数等を定めた本会の事務局規程により運営する。

第6章 補則

（顧問）

- 第20条 本会に、顧問をおくことができる。
- 2 顧問は、理事会の議決を経て委嘱する。

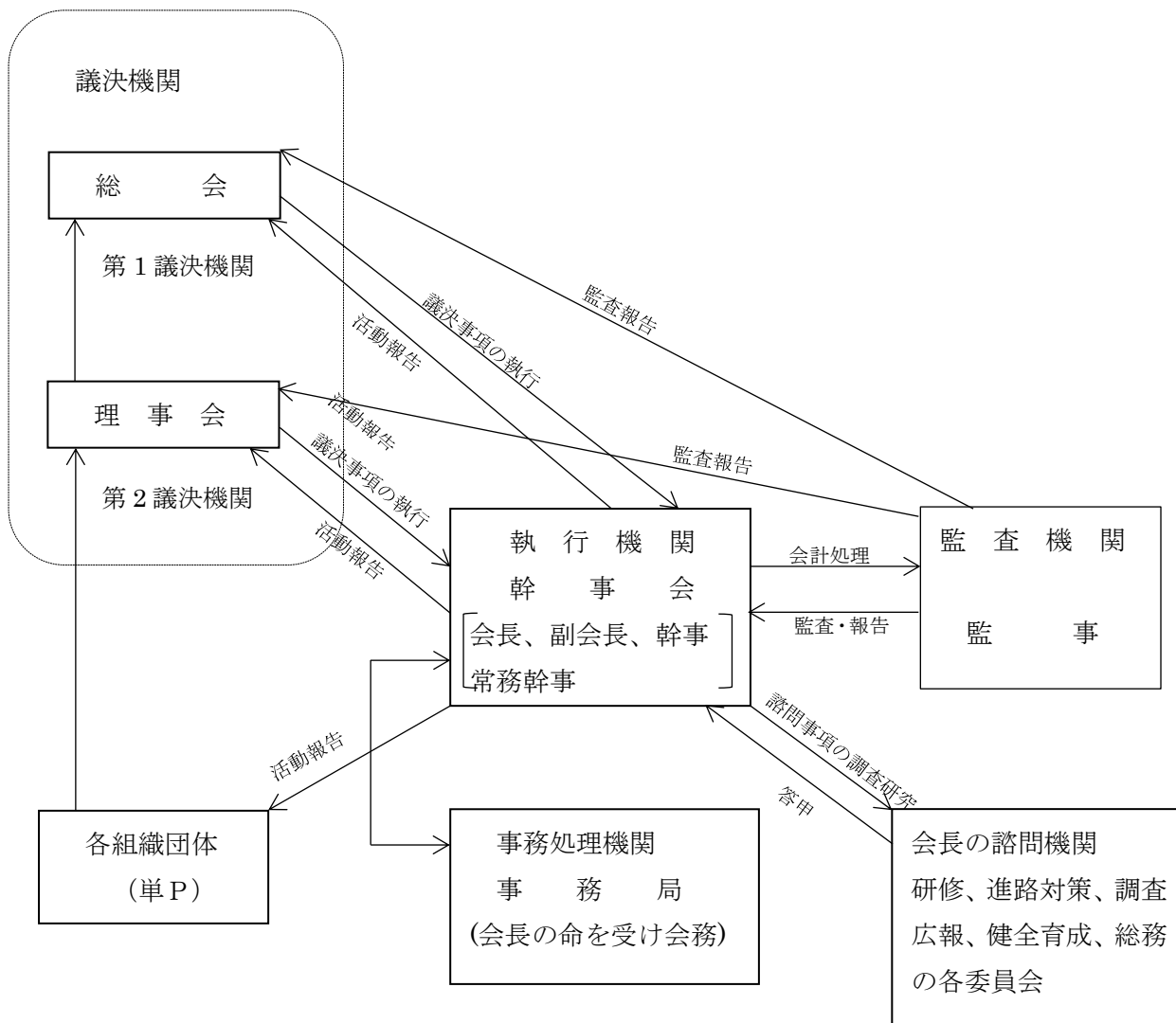
（ブロック）

- 第21条 本会のブロックは、次のように定める。

ブロック	PTA数	所 属 P T A
中 央	20	城東、城南、城北、城ノ内、市立、城西、同神山、徳島科学技術、同定時、徳商、徳島中央、徳島北、鳴門、同定時、鳴門渦潮、板野、徳島視覚支援、徳島聴覚支援、国府支援、板野支援
南 部	16	小松島、小松島西、同勝浦、富岡西、富岡東、同定時、同羽ノ浦、阿南工業、新野、那賀、阿南光、海部、ひのみね支援、みなと高等学園、阿南支援、同ひわさ
西 部	16	名西、同定時、吉野川、川島、阿波、阿波西、穴吹、脇町、つるぎ、池田、同定時、同辻、同三好、鴨島支援、池田支援、同美馬
	52	

<徳島高P連機関組織図>

徳島高P連の議決機関・会務執行機関・監査機関・諮問機関・事務処理機関の組織図は次の図のとおりである。



(5) 平成30年度役員改選 (案)

平成30年度 役員

役 職	氏 名	所属校名	ブロック
会 長	稲 井 弘 明	吉 野 川	
副 会 長	上 原 稔 子	城 南	中 央
〃	吉 田 和 史	川 島	西 部
〃	清 田 和 史	富 岡 東	南 部
〃	佐 々 木 尊	城 東	高校長協会会長

幹 事	山 形 拓 生	城 東	中 央
〃	藤 井 利 崇	鳴 門	中 央
〃	多 田 洋 子	徳島商業	中 央
〃	高 田 浩 之	阿 波	西 部
〃	片 山 秀 和	池 田	西 部
〃	米 崎 賢 治	小松島西	南 部
〃	近 藤 有 朋	富 岡 西	南 部
常務幹事	山 川 勉	事務局長	
監 事	篠 宮 綾 子	城 北	中 央
〃	大 湾 晃	阿 波 西	西 部
〃	細 田 裕 之	小 松 島	南 部
顧 問	原 憲 史		前 会 長

- (6) 感謝状贈呈並びに旧役員挨拶
- (7) 新役員挨拶
- (8) 平成30年度活動方針（案）
平成30年度事業計画（案）
- (9) 平成30年度予算編成方針（案）
平成30年度予算（案）
- (10) その他

※全ての議事は原案どおり承認されました。